

令和元年度 第10回江津市農業委員会総会

日時：令和2年1月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 1階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第7 その他

○ 出席農業委員（10名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
5 番二本木俊二 6 番大村理之、7 番山本秀彦 8 番田代和秋
9 番深野政勝 10 番原田和徳

○ 出席推進委員（10名）

佐々木康規、佐々木要、河村博幸、井上清澄、流理森、湯淺憲昭
仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長藤田佳久

○ 午前9時30分 農業委員会総会 開議

局長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和元年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。令和2年、初めての総会となります。今年も、皆さんよろしくお願ひいたします。現在、江津市においては、高齢化が一段と進んで

いく中で、地域の人口減少や農業における高齢化、また後継者不足等がまさに深刻な状況となっているかと思えます。人と農地の問題解決の為に、中間管理機構との連携がありまして、昨年は人・農地プランの実質化に向けた取り組みを進めている所でございます。昨年より既に各地域の集落においてアンケートの実施、その結果を取りまとめて頂きまして、実質化に向けて話し合い等を進めて頂いている所でございます。

また、今年の7月に農業委員と最適化推進委員の改選がございます。際しまして、広報に委員等の募集について掲載の予定をしています。県内では19の農業委員会がありまして、その内15の農業委員会が令和2年に改選を迎えるというふうにお聞きしております。また、国や県において女性委員の割合を、今現在私どもの所では2名の方に出席頂いており、11人中2人ということで18%になっておりますけれど、国や県においては30%を目標に目指すということをお聞きしております。なかなか難しい状況でありますけれど、こういった事も考えていく必要があるかと思っております。広報に掲載を予定しておりますけれど、3月2日から一定期間、農業委員と推進委員の地区や団体等から推薦等、あるいは一般募集の応募受付の実施をして、6月に議会の承認を得まして、7月から新たな委員で進めていくということになるので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。いずれにしましても、7月まで任期がございます。それまで、しっかりと活動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。それでは、ただ今より、令和元年度、第10回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、柳原委員から欠席の連絡はありませんが、遅れて来られるかと思えます。崎谷推進委員から欠席の連絡を受けております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、10番 原田委員、2番 山田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項

会 長 次に日程第 2、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。18 条第 6 項の規定による届出です。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん相続人の●●●●さん、住所は●●●●の方です。賃借人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。解約届出日は令和 2 年 1 月 6 日、解約成立日は令和元年 12 月 1 日、土地引渡時期は令和元年 12 月 1 日です。解約の理由は合意解約です。以上、届出がありましたので報告いたします。

会 長 ただ今、事務局より説明がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、報告のとおり農地法第 18 条第 6 項の届出については、ご了承願います。

農地法 第 3 条

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所は位置図の 1 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。合計 2 筆で●●●●㎡です。権利は 3 条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、譲受人の要望ということです。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、経営面積の拡大のためということです。受入世帯の稼働人員は 4 人中 1 人です。申請人は神移行政書士さんで、対価は 10a あたり●●千円です。担当委員は田代委員です。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

8 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。中央部分に鮎観橋と主要地方道桜江金城線がありますけれど、建物が並んでいる所は●●●●地区です。申請地周辺の空

白の部分も農地となっております。譲渡人の●●●●さんですが、高齢等もありまして成年後見人の方が付いております。成年後見人の●●●●さんに確認をした所、譲受人の●●●●さんは新規就農の認定を受けておられる方で、この一帯をゆくゆくは全部やっても良いという感じで勢いもありまして、一生懸命されておられますので、譲りたいということでした。それから、●●●●さんの方も跡が無いので、その方が良いのではないかというふうに聞いております。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 桜江町小田 》

会 長 　次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は3ページをご覧ください。場所は位置図の2ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。権利は3条の有償移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、高齢で1人では耕作出来ないので譲渡するという事です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●の方です。申請事由は、経営面積拡張のため取得するという事です。受入世帯の稼働人員は2人中1人です。申請人は本人さんで、対価は10a当り●●●千円です。担当委員は山本委員です。以上です。

会 長 　それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いします。

7番委員 　位置図の2ページをご覧ください。真ん中に主要地方道桜江金城線が通っております。これをずっと進みますと●●●●地区になります。この道路は約30

年前に田を嵩上げて付けた道路です。最初はバイパスでしたが、それが格上げて桜江金城線となりました。申請地は大きな十字路手前の右手にございます。譲渡人の●●●●さんは●●●●をされていまして、最初はこの田は湿原でありまして、道路が出来たあとトンネル工事の残土でどんどん同じ高さに埋め立てられました。あとは畑地となっております。●●●●さんも最初は草刈りをされておられましたが、最近は管理が行き届かなくて草が生えている状態です。譲受人の●●●●さんは、●●●●さんの他の土地も借りておられまして、そのような中なかなか管理が大変だという話から、●●●●さんがそれなら私が貰おうかという話になったそうです。ちなみに、この道路は手前に●●●●中学校がありますが、大水害の時に水没した地域であります。それから上がって行きますと、●●●●方面に向かう道路であります。そのような所でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 後地町 》

会 長 　次に日程第 4、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑で面積は●●●●㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さんと●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は個人住宅です。転用理由は、申請地を譲り受けて個人住宅を建築し

たいということです。申請人は木原行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は藤井委員で、工期は許可の日から令和3年1月31日です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いします。

3番委員 位置図の3ページをご覧ください。1月15日に現地確認をさせていただきました。左上の●●●●町と文字のある道路が、国道9号線です。そこから●●●●方面に150m程進みまして、交差点を左折して400m程進んだ所に申請地がございます。申請地の右手に1軒家がある以外、この周辺はアスファルトの道路で囲まれております。現状は、申請地北側の道路沿いに、桜の木がずっと並んでいる状態で、県道側には梅の木が植えられている状態です。定期的に草刈り等の保全管理をされているようです。工事に際しては、住宅の生活排水は合併浄化槽を通じて道路側溝へ流すので、周辺への影響は無いということです。また、隣接農地との境にはコンクリート擁壁を建設し、農地への浸出の恐れは無いということを受けておりますので、問題は無いかと思えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 敬川町 》

会 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の2について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。場所は位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。権利は所有権移転で

す。譲渡人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。譲受人は●●●●さん、住所は●●●●、●●●●の方です。転用目的は、個人住宅及び駐車場です。転用理由は、●●●●するということです。申請人は井上行政書士さんで、対価は10aあたり●●●●千円です。担当委員は大村委員で、工期は昭和●●年●●月●●日から昭和●●年●●月末日ということで、顛末書が付いております。以上です。

会 長 それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 位置図の4ページをご覧ください。真ん中に●●川が流れていまして、上は日本海側です。●●橋から、上流の方へ約200m進んだ所に申請地がございます。写真がついておりますので、見て頂くとご覧のように既に宅地となっております。裏の方はブロックで仕切りがしてありまして、周りは白い壁で囲まれております。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2については、可決されました。

非農地証明

《 敬川町 》

会 長 次に日程第5、議案第3号「非農地証明の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の大村委員と佐々木康規推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。位置図は4ページをご覧ください。写真もありますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿が田で現況は宅地、面積は●●●㎡です。権利種別は非農地証明です。所有者は●●●●さん、住所は●●●●です。非農地の事由は、申請地は建物の敷地となっており、既に宅地になっているということです。申請人は井上行政書士さんで、

担当委員は大村委員と佐々木康規推進委員です。以上です。

会 長 それでは、大村委員から報告をお願いします。

6 番委員 位置図は 4 ページをご覧ください。申請地は先程と同じ場所に位置します。写真を見て頂きましたが、既に建物は完成しておりまして、宅地となっております。以上です。

会 長 続いて、佐々木康規推進委員から報告をお願いします。

佐々木康規推進委員 11 日に大村委員と現地を見に行きました。●●●●さんがお留守だったので、敷地内に入ることは出来ませんでしたが、写真を見て頂くと周辺から見る限り、道路側はコンクリートで構造物が建っておりました。農地としてはとても見えないという状況でした。よろしくお願いたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてをご覧ください。1 ページをご覧ください。今回は●●地区で●●●●が出ております。●●●●で 10 年間、田が 1 筆、面積は●●●●㎡で新規の設定です。次に 2 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積が●●●●㎡、新規です。利用権を設定する者が●●●●さん、住所は●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。利用目的は田で、期間は●●●●、10a 当りの賃借料は●●●●円です。賃貸借で農地中間管理事業となっております。地図が 3 ページに付いておりますので、参考にして下さい。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。その他については、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 10 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は 2 月 20 日の木曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員